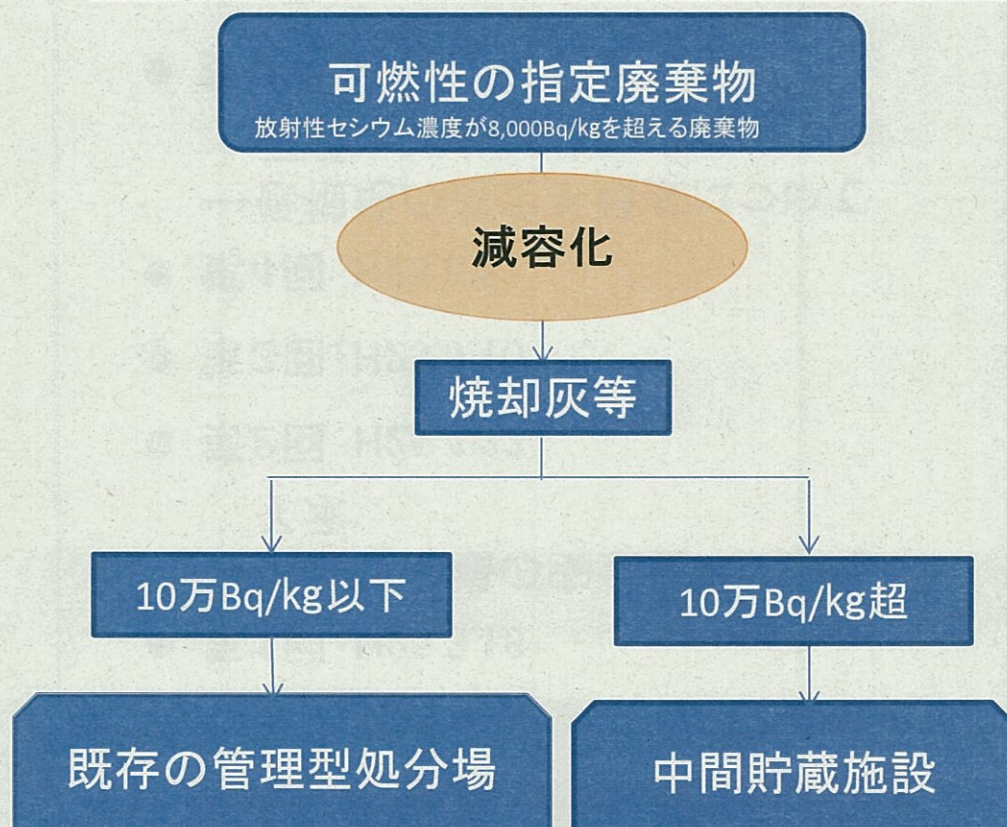


福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めています。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは、中間貯蔵施設に搬入することとしています。



- 平成25年12月14日 環境大臣及び復興大臣が、福島県を訪れ、管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）の活用と中間貯蔵施設の設置について受け入れを要請。
- 平成26年2月12日に福島県知事から、「中間貯蔵施設・管理型処分場活用計画案の見直しについて」申入れ。
- 3月27日に環境大臣・復興大臣より申入れに対して回答。

減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場における下水汚泥減容化事業

平成25年4月から、稼働中

福島県県中浄化センター（郡山市）における下水汚泥焼却事業

平成26年3月末日をもって、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。
平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。

福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業

主灰コンベア破損事故による停止後、平成26年3月から運転を再開。

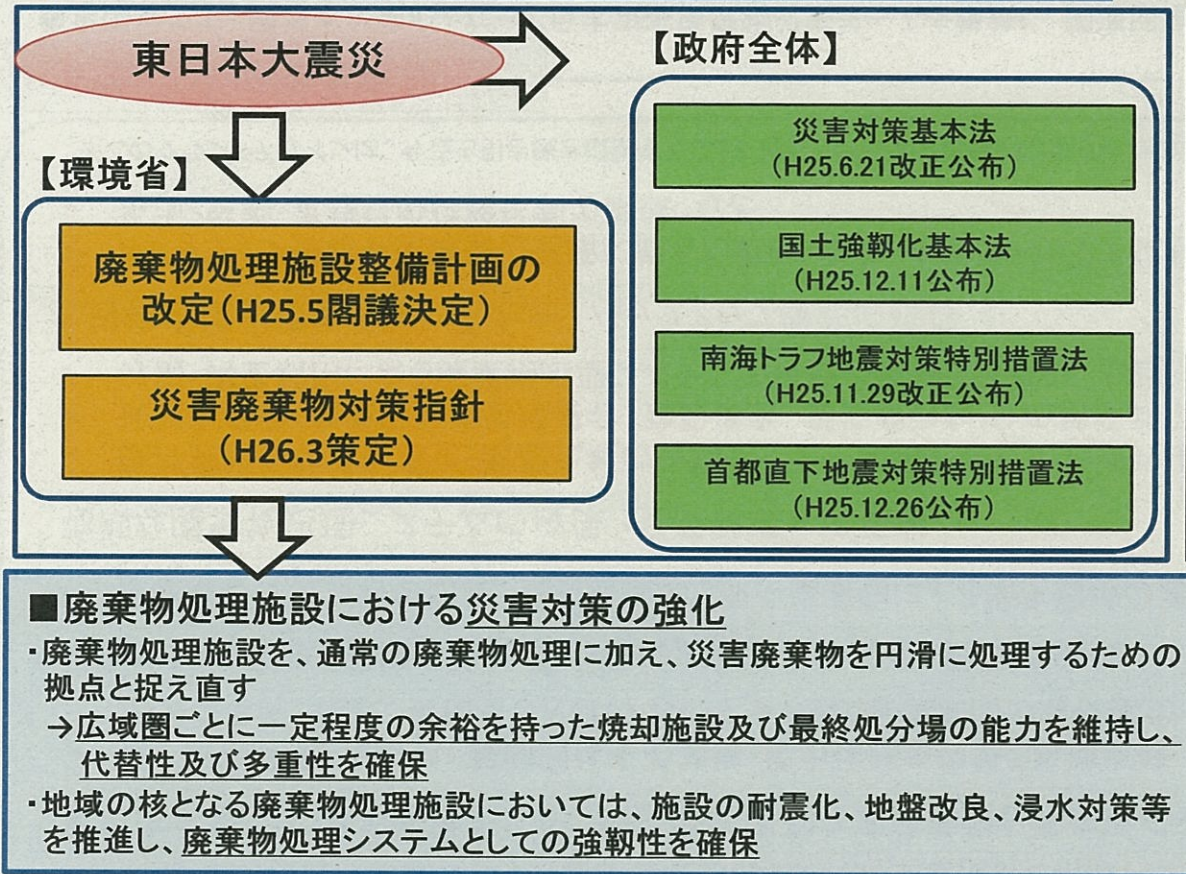
福島県飯舘村蕨平地区における可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村と環境省が、飯舘村だけでなく、村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業に着手することを平成25年10月に合意し、公表。平成26年3月に事業の契約を締結し、平成27年夏頃を目途に焼却開始予定。



巨大地震発生時における災害廃棄物対策の取組

東日本大震災以降の動き



国土強靱化において災害廃棄物対策が重要な施策に位置づけられている。

想定される巨大地震被害

事前に備えるべき目標

大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

回避すべき起こってはならない事態

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

プログラムの推進方針

- 廃棄物処理に係る災害発生時の対応を強化するための施設整備について検討する。
- 広域的な対応体制の整備及び備蓄倉庫・資機材等の確保を効率的かつ円滑に進めるための所要の検討を行う。
- 二次災害防止のための有害物質対策や廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発等の業務を通じた廃棄物処理システムの強化を検討する。等

(国土強靱化政策大綱 (H25.12 国土強靱化推進本部))

総合的な取組の展開

- 環境省では、有識者による検討委員会(「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」)を設置して、H25.10から総合的な対策の検討に着手。
- 全国的に関連団体との連携強化や広域処理体制の検討を進めるとともに、地方環境事務所と連携して、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議会を設置して災害廃棄物対策の具体化を行う。

大規模災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(中間的なとりまとめ)についてと今後の取組

大規模災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(中間的なとりまとめ)について

膨大な災害廃棄物の円滑な処理の確保

- 膨大な災害廃棄物の円滑な処理に向けた処理体制の確保(仮置場、既存施設の早期復旧及び受入れ、仮設処理施設(前処理のための破碎・選別施設を含む)や最終処分場の整備、広域連携、復旧・復興事業の再生資源の活用など)
- 災害廃棄物処理計画に基づく進捗管理(発災後の発生量推計と精度向上、処理体制・期間の設定など) など

東日本大震災の教訓を踏まえた、発災前の周到な事前準備と発生後の迅速な対応

- 国、都道府県、市町村、民間団体等の連携・協力体制の構築と事前準備
- 必要な車両、施設、資機材、人材のリストアップと関係機関間の連携強化、 など

衛生状態の悪化・環境汚染の最小化による国民の安全・健康の維持

- 仮置場の二次災害の防止、発災直後のし尿や廃棄物による衛生環境の悪化防止、危険物・有害物質対策 など

強靱な廃棄物処理システムの確保と資源循環への貢献

- 既存施設の防災拠点化(耐震化等の強靱化やエネルギー共有の拠点)と最大活用
- 民間事業者(産業廃棄物処理業者、建設業者、製造業者など)の積極利用
- 分別・再生利用による廃棄物処理システムの負荷の低減と迅速化 など

大規模広域災害を念頭に入れた、バックアップ機能の確保

- ライフライン機能や交通網の遮断に備えた燃料・電気・水等のバックアップ機能の確保
- 車両・施設・資機材の供給体制の確保 など

※このグランドデザインは、今後も引き続き検討することを通じ、また、より具体的な取り組みの検討を行うことで、常に進化し続けるものである。

次年度以降の取組

- 全国単位で、環境省が中心となって巨大災害廃棄物対策チームを構築し、関連団体との災害廃棄物処理や資機材の備蓄などの連携強化や広域処理体制の検討を進める。
- 地域単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議の場を設置して、協力体制を構築し、災害廃棄物対策の具体化を行う。
- 地域毎の災害廃棄物等の発生量の推計、処理可能量の試算等の検討を深め、これを踏まえた巨大地震発生時の災害廃棄物対策に関する行動指針や地域の行動計画の策定を行う。
- 制度面・予算面・体制面で、必要な措置を講じ、施策の強化を図る。 など

目 的

- 東日本大震災の実績等を参考に、新しい原単位を設定した上で、地域毎の災害廃棄物等の発生量を推計する。
- 災害廃棄物が地域に与える影響を概略的に把握し、対応の方向性を検討するための基礎的な情報とする。

災害廃棄物及び津波堆積物の推計結果

- 南海トラフ巨大地震では、最大で災害廃棄物が約3億2千万トン、津波堆積物が約3千万トン発生と推計。内閣府の推計値(全壊のみを対象)よりも、半壊・床上浸水・床下浸水を被害想定に追加した分、大きな数値となっている。
- 首都直下地震では、最大で災害廃棄物が約1億1千万トン発生と推計。
- 東日本大震災の発生量(災害廃棄物約2千万トン、津波堆積物約1千万トン)と比較して、南海トラフ巨大地震では最大で約16倍の災害廃棄物と約3倍の津波堆積物が発生し、首都直下地震では最大5倍強の災害廃棄物が発生。

	発生原単位 トン/棟		本検討の推計結果 億トン			内閣府 億トン
	火災焼失	液状化、揺れ、津波	災害廃棄物	津波堆積物	合 計	
南海 トラフ	木造: 78 (全壊の約34%減) 非木造: 98 (全壊の約16%減)	全壊 :117 半壊 :23 床上浸水:4.60 床下浸水:0.62	約2.70~3.22 (火災の影響最小~最大)	約0.27	約2.97~3.49	約2.78
首都直下	木造: 107 (全壊の約34%減) 非木造: 135 (全壊の約16%減)	全壊 :161 半壊 :32	約0.65~1.10 (火災の影響最小~最大)	—	約0.65~1.10	約0.98

今後の課題

- 発生原単位の精度の向上を図り、地域の実情を踏まえて、地域ブロック毎の検討を深める。
- 検討対象とすべき地震のケースについて具体のシナリオを整理し、地域ブロックの特性を考慮して、災害廃棄物等の発生量を推計(都道府県・市町村単位で整理)する。

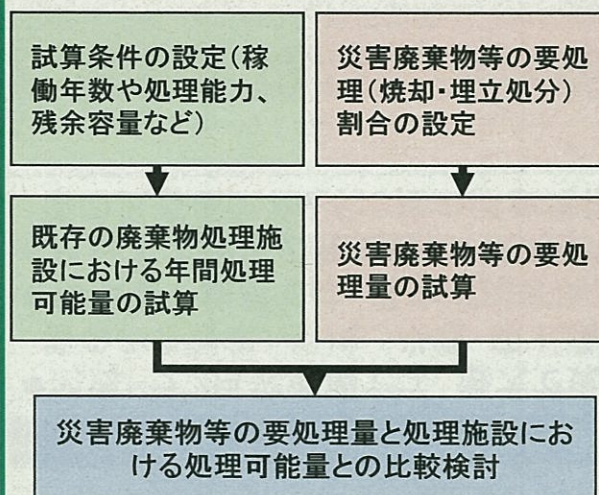
目 的

- 災害廃棄物等の推計量から要処理量を試算し、一定の制約条件を仮定した既存の廃棄物処理施設における年間処理可能量と比較する。
- 既存の施設における対応可能性を概略的に把握し、仮設処理施設の必要規模や広域連携の必要性について検討するための基礎的な情報とする。

比較検討結果

- 南海トラフ巨大地震では、被害が広範囲に及び、全国総計との比較でも焼却処理に6～8年、埋立処分に8～20年の大きな処理相当年数を要する。
- 首都直下地震では、関東ブロック内で焼却処理に3～4年、埋立処分に8～26年の大きな処理相当年数を要する。

要処理量と処理施設における処理可能量との比較検討フロー



地域ブロック内での処理相当年数（要処理量/既存施設の年間処理可能量）の試算結果

(南海トラフ巨大地震)

地 域	要焼却量 (万トン)	処理相当 年数	要埋立処分量 (万m³)	処理相当 年数
東北地方	0	0年	0	0年
関東地方	30～38	0年	30～60	0年
中部地方	1,239～1,548	10～13年	887～1,897	16～34年
近畿地方	1,160～1,449	12～15年	889～2,295	18～45年
中国地方	225～282	3年	147～313	6～14年
四国地方	1,132～1,415	25～31年	782～1,660	68～144年
九州地方	320～400	5～6年	236～486	5～10年
全国総計	4,106～5,133	6～8年	2,970～6,711	8～20年

(首都直下地震)

地 域	要焼却量 (万トン)	処理相当 年数	要埋立処分量 (万m³)	処理相当 年数
関東地方	482～603	3～4年	698～2,213	8～26年

※要焼却量・要埋立処分量の範囲は、火災の影響が最小～最大のケース。

※処理相当年数とは一定の制約条件のもと算出した年間処理可能量に対する要処理量を年数に換算したもの。処理期間ではない。

今後の課題

- 個々の施設の事情も考慮して、既存施設における処理可能量の精度の向上を図るとともに、地域の特性を踏まえて要処理割合を設定し、地域ブロック毎の検討を深める。
- 特に南海トラフ巨大地震では、隣接するブロックも同時に被災することを想定した広域連携の考え方や仮設処理施設の供給制約についても検討する。



健康管理について

福島県における住民の健康管理

国は、福島県が県民の中長期的な健康管理を可能とするために必要な事業を中長期的に実施するために創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し全面的に県を支援。

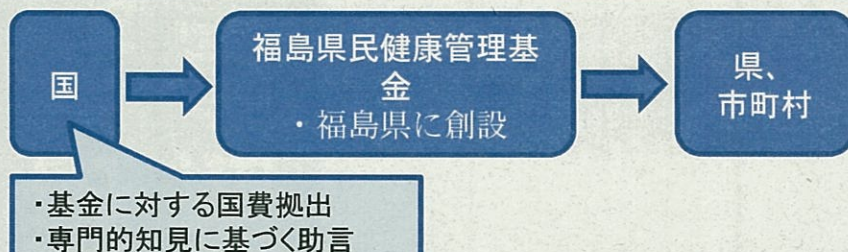
健康管理調査事業の全体像

概要・目的

- 福島県からの要望も踏まえ、原子力災害から子どもをはじめ住民の健康を確保するために必要な事業を中長期的に実施するための基金を県に創設。
- 福島県では、この基金を活用して、全県民を対象に被ばく線量や健康状態を把握するための健康診査等を実施。



実施体制



基金で行う健康管理の内容

I. 県民健康管理調査

- 全県民(約202万人)を対象とした放射線影響の推定調査の実施。回収率25.0%, 99.8%以上が5mSv未満(最大25mSv)※
※ 行動調査を基に推計した震災後4ヶ月間の外部被ばく線量(H25.12.31現在)
- 18歳以下の子ども(約36万人)を対象とした継続的な甲状腺超音波検査の実施。受診者数269,354人(H25.12.31現在)
- 避難住民等を対象とした健康状態を把握するための健康診査の実施
- 避難住民等を対象としたこころの健康度調査及び妊産婦に関する調査

II. 安心・リスクコミュニケーション事業

- 子どもや妊婦に対する個人線量計の貸与
- ホールボディカウンター等の整備など検査体制の強化

今後の方針・スケジュール

- 国として、県民健康管理調査を引き続き支援していく。
- 加えて、検査結果のきめ細かなフォローを行うため放射線医学県民健康管理センター※を福島県立医大に整備。
(※平成24年度予備費59.8億円)

県民健康管理（全県民対象）

線量を把握（基礎データ）

基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者
方 法：自記式質問票
内 容：3月11日以降の行動記録
（被ばく線量の推計評価）

継続して管理

県民健康管理ファイル（仮称）

- ☆健康調査や検査の結果を
個々人が記録・保管
- ☆放射線に関する知識の普及

データベース構築

- ◆県民の長期にわたる健康管理と治療に活用
- ◆健康管理をとおして得られた知見を次世代に活用

- ・ホールボディカウンター
- ・個人線量計

健康状態を把握

詳細調査

甲状腺検査（18歳以下の全県民（県外避難者含む）に順次実施）

内 容：甲状腺超音波検査
※3年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査

健康診査（既存の健診を活用）

対象者：避難区域等の住民 及び 基本調査の結果必要と認められた方
内 容：一般健診項目＋白血球分画等

対象者：避難区域等以外の住民
内 容：一般健診項目

職場での健診や市町村が行う住民健診、
がん検診等を定期的に受診することが、
疾病の早期発見・早期治療につながる。

既存健診の対象外の県民への健診実施

こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民へ質問紙調査）

妊産婦に関する調査（22年8月1日～23年7月31日の母子健康手帳申請者へ質問紙調査）

相談・支援

フォロー

治療